

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③職権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学・就職準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧資料の提供等の求め また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	〔 10万人以上30万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	生活保護電算事務システム
②システムの機能	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 要保護者、被保護者であった者の宛名情報・個人番号を管理する機能 3 宛名システムから送付先情報を連携
③他のシステムとの接続	〔 〕 情報提供ネットワークシステム 〔 〕 庁内連携システム 〔 〕 住民基本台帳ネットワークシステム 〔 〕 既存住民基本台帳システム 〔 ○ 〕 宛名システム等 〔 ○ 〕 税務システム 〔 ○ 〕 その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等)

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバ)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (システム基盤(市中間サーバ))
システム5	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム7	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。 1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。 3 本人確認 オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （生活保護電算事務システム、統合専用端末)

システム8	
①システムの名称	統合専用端末
②システムの機能	医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。 ①情報照会・情報提供業務 他の情報保有機関、医療保険者等が保有する個人情報情報を照会・提供する。 ②情報提供等記録管理業務 他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った、特定個人情報に関する情報照会・情報提供に係る記録の管理を行う。 加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報照会・情報提供に係る記録の開示を行う。 情報照会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および過誤情報の登録を行う。 ③副本登録管理 情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。 情報照会データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。 特定個人情報名コード単位又は加入者単位で自動応答不可フラグを設定及び解除する。 過去に誤って情報提供を行った提供先機関を検索する。 情報照会要求に対して開示/不開示の制御を行う不開示フラグを、特定個人情報名コード単位又は加入者単位で参照及び設定する。 ④セキュリティ管理 情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得する。 ⑤職員認証・権限管理業務 中間サーバーにあるユーザ情報及び部署情報を取得する。 ⑥システム管理業務 他機能で実行されたバッチ処理の実行状況や実行結果の確認を行う。 ⑦加入者情報管理業務 登録されている加入者の情報、変更、検索を行う。 ⑧本人確認業務 中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ⑨自己情報提供業務 情報提供等記録開示システムへ提供した自己情報に関して国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 統合専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)

3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平かつ迅速な生活保護の実施に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、生活保護の開始、変更、廃止などの決定事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	特定個人情報ファイルを利用することで、これまで要保護者の申請、届出等において提出が求められていた挙証書類（年金通知書の写し等）の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。 加えて、保護の実施機関においても、情報連携等により他法他施策における給付状況を速やかに把握し、保護の各種決定及び実施を公平かつ迅速に行うことが可能となることが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表15の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項） [別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（26の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部保護課
②所属長の役職名	保護課長
8. 他の評価実施機関	
-	